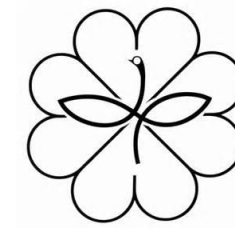


あなたのまちの頼れる存在！ 「民生委員・児童委員、主任児童委員」



皆さんがお住まいの地域に、民生委員・児童委員、主任児童委員と呼ばれる方々がいるのをご存じですか。

「民生委員・児童委員、主任児童委員」は、民生委員法・児童福祉法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、地域に暮らす身近な相談相手として、医療や介護、子育てなどの様々な相談を聞き、必要な専門機関へつなぐといった活動を行政と連携しながら行います。

子育てサークルや高齢者向けの体操教室などの地域活動を通じて、皆さんが抱えている悩みや心配ごとを聞いたり、ひとり暮らしの高齢者に声かけを行ったり、孤立を防ぐための居場所づくりも行っています。

住所地の担当民生委員・児童委員については、お住まいの区の保健福祉課へお問い合わせください。北区役所 593-1111(代) 北神区役所 981-5377(代)

＜民生委員・児童委員、主任児童委員の活動内容＞

	民生委員・児童委員	主任児童委員
活動内容	特定の区域を担当し、高齢者や障害がある方の福祉に関すること、子育てなどの不安に関する様々な相談・支援を実施	特定の区域を担当せず、地域の児童福祉に関する機関の連携を図り、区域担当の児童委員の活動をサポート
活動事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者(70歳以上)、高齢者世帯(75歳以上)等の実態把握と支援 ・ニーズに応じた福祉・サービスなどの情報提供 ・支援が必要な方の様々な相談に応じ、助言 ・関係機関との情報共有 ・特殊詐欺の予防啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村、福祉事務所、児童相談所や保健所、学校・保護者と区域担当の児童委員・民生委員との連絡調整 ・子育て支援(子育てサークルの開催、こどもの居場所づくり) ・児童虐待の早期発見と通報

